

◎新潟県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年3月13日から令和7年3月25日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市富塚町2丁目地内